

現地案の説明不足陳謝

東区役所建て替えで市側

市議会9月定例会は20日、本会議を再開し、9人が個人質問をした。老朽化が進む東区役所の建て替え計画で、市側は「現地建て替え」の場合に確保できる延べ床面積について、従来の説明が不十分だったとして陳謝した。その上で、まず現地建て替え案を中心とした住民説明会を開く準備を進めていると明らかにした。佐藤夕子議員（減税）の質問に答えた。

（西尾述志、四方さつき）



市によると、東区役所の現庁舎の延べ床面積は7440平方メートル。現在の建築基準法に基づいて建て替えた場合、市側は「3300平方メートルの敷地で容積率200%のため、延べ床面積は最大6600平方メートル。今と同じ規模の区役所は建てられない」と説明してきた。

だが、佐藤議員が建築士に相談すると、建築基準法には駐車場などが容積率算入の対象外となる規定があり、地下駐車場がある東区役所の場合、今より広い最大8380平方メートルまで建てられるという。佐藤議員は

「従来の市の説明は間違っている」と指摘した。

これに対し、市の担当局長は面積算入の考え方を精査した結果、延べ床面積が増やせると分かったと認め「説明ができておらず、申し訳ない」と陳謝した。その上で「バリアフリーなどの観点で必要面積が増える見込みで、床面積はなお不足する」と補足した。

佐藤議員は、市が元々進めてきた愛知大車道キャンパスを東区役所として活用する計画についても質問。階段の一段当たりの蹴上げ（高さ）と踏み面（奥行き）が、市の「福祉都市環境整

備指針」の基準を満たしておらず、どう対応するかたまただした。

市側は基準を満たしていない点は認めた上で、基準に合わせて改修するかは、基本計画を策定する段階で検討するとした。また、アスベスト（石綿）の調査結果について、飛散リスクが比較的低い「レベル3」が一部含まれていると説明した。

最初に開く住民説明会では、区役所機能の一部を商業施設に入れる案も説明する予定。河村たかし市長の提案という。



築50年以上が経過し、老朽化が進む東区役所